

## 第 80 号議案

ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 207.5」に改める。

第 2 条 ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 207.5」を「100 分の 215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

市議会議員の期末手当の額を改定するため、ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。